

(仮) 真岡市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の概要

1. 目的

中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としています。

2. 中小企業者・小規模企業者とは

中小企業基本法では、「中小企業者」及び「小規模企業者」を資本金・出資の総額や常時雇用する従業員の数によって概ね次のとおり定めています。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金・出資総額	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
製造業、建設業 運送業、その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	

3. 基本理念

中小企業・小規模企業の振興を図っていくうえで、欠かすことのできない基本的な考え方を定めるものとします。

- ① 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨として推進されなければならない。
- ② 中小企業者が供給する原材料、製品及び役務の利用が地域の経済循環を創出し、中小企業の発展に資することに鑑み、積極的な利用が図られるよう推進されなければならない。
- ③ 中小企業者が多様な事業の分野における特色ある事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等地域社会の発展及び地域住民の生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識のもとに推進されなければならない。
- ④ 国及び県の協力を得ながら、市、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大企業者、教育機関等及び市民が、相互に連携を図りながら協力することにより推進されなければならない。
- ⑤ 豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の地域資源の持続的な活用が図られるよう推進されな

ければならない。

- ⑥特に小規模企業の事業の持続的な発展については、小規模企業者の経営資源の活用が図られるとともに、小規模企業者が多様な主体と連携し、及び協働することにより推進されなければならない。

4. 市の責務

中小企業及び小規模企業の振興を図っていくうえでの市の責務について定めるものとします。

- ① 基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業者及び関係機関等の意見を反映させるよう努めるものとする。
- ③ 工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。
- ④ 中小企業者及び関係機関等との連携並びに協力の推進に努めるものとする。

5. 中小企業者の努力

中小企業・小規模企業の振興を図っていくうえでの中小企業者の努力について定めるものとします。

- ①基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。
- ②地域における雇用機会の創出並びに従業員の労働環境の整備及び福祉の向上に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に寄与するよう努めるものとする。
- ③市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ④中小企業支援団体への加入に努めるものとする。

6. 中小企業支援団体の役割

中小企業・小規模企業の振興を図っていくうえでの中小企業支援団体の役割について定めるものとします。

- ①基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- ②中小企業者の多様な需要に対応するため、当該中小企業支援団体の職員の業務遂行能力の向上に努めるものとする。

7. 金融機関等の役割

中小企業・小規模企業の振興を図っていくうえでの金融機関等の役割について定めるものとします。

- ①基本理念にのっとり、中小企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。
- ②市及び中小企業支援団体が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

8. 大企業者の役割

大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業の重要性について理解を深め、中小企業の発展に貢献するよう努めるものとする。

9. 教育機関等の役割

教育機関等は、基本理念にのっとり、教育等を通じて勤労及び職業に対する意識の啓発並びに中小企業・小規模企業の振興の担い手となる人材の育成に努めるとともに、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

10. 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、中小企業者が供給する製品及び役務の積極的な利用を通じて中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

11. 施策の基本方針

中小企業・小規模企業の振興を図っていくうえでの基本理念に基づき、市が取り組む中小企業・小規模企業の振興施策の基本的な方針を定めるものとします。

- ①中小企業者の経営の改善、経営基盤の強化を促進すること。
- ②中小企業者の創業を促進すること。
- ③中小企業者の技術、製品及び役務の事業拡大並びに販路開拓を支援すること。
- ④中小企業者における人材の育成及び確保を図ること。
- ⑤中小企業の従業員の福利厚生の実施を図ること。
- ⑥中小企業者の円滑な事業の承継を図ること。
- ⑦中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。

⑧前に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進すること。

1 2. 災害時における事業継続

市は、災害が発生した場合等における中小企業者の事業の継続が円滑に行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

1 3. 小規模企業者への配慮

市は、商工会議所、商工会等が実施する小規模企業者への経営に関する助言、指導その他課題の解決に向けた取組に対し、必要な施策を講ずるものとする。

1 4. 財政上の措置

市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。